



5/24(金)～26(日) 令和7年度 新小学1年生集合！ 小学校新入学祝い品(ランドセル)展示会を開催しました

町では、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、令和7年度に小学校等へ入学する町内在住の児童に対し、入学祝い品としてランドセルを贈呈する事業を実施しています。

駒場庁舎で開催された見本展示会に訪れた子どもたちは、色とりどりのランドセルを手に、嬉しそうにお気に入りの色を選んでいました。

まだ申請がお済みでない方は、お早めに学校教育課までお申し込みください。申請が遅くなると、ランドセルの色を選べない場合がありますのでご了承ください。なお、ランドセルの贈呈時期は令和7年1月下旬を予定しています。

※この事業は、ふるさと納税を通して全国の皆様からいただいた寄附金を活用して、実施しています。



【問合せ先】学校教育課 ☎ 029-240-7121 (直通)



6/20(木) 伝統文化をまもりつたえるために 小幡ひょっとこ囃子保存会「地域の伝統文化助成金」受賞決定



小林会長 立原副会長
中平水戸社社長 皆藤副会長

町の指定無形民俗文化財「ひょっとこばやし」（昭和46年9月指定）の継承団体である小幡ひょっとこ囃子保存会が、地域の民俗文化の継承活動などの支援を目的に、（公財）明治安田クオリティオブライフ文化財団が行っている「令和6年度地域の伝統文化保存維持費用助成制度」の助成団体に選ばれました。

贈呈式では、保存会の小林俊也会長、立原成二、皆藤優翔副会長出席のもと、財団より目録が贈呈されました。

また、贈呈式後の懇談会では、保存会のメンバーから「ひょっとこばやし」の歴史や特長、継承活動の現状などが資料や動画で紹介されたのち、面と衣装を身に付けた「ひょっとこ」がサプライズで登場したことで、会場は大いに盛り上がりしました。

なお、小幡ひょっとこ囃子保存会は、令和8年度に設立100周年を迎えることから、今後の活躍が益々期待されます。



6/24(月) 茨城町優良建設工事表彰 六美建設株式会社が受賞

令和5年度に完了した工事のうち、六美建設株式会社（清水慎一代表取締役）の施工した工事を、茨城町優良建設工事に選定し、第12回茨城町優良建設工事表彰式を開催しました。

優良建設工事表彰は、町が発注した建設工事のうち、特に優良な成績を収めた工事の施工業者を表彰することで、建設工事の施工意欲を高め、施工技術の向上及び公共工事の品質確保を図ることを目的としています。

表彰式では、小林宣夫町長が六美建設株式会社の栄誉をたたえて表彰状を授与し、清水代表取締役からは謝辞が述べられました。

【優良建設工事】

工事名：R4国補道改第3号 道路改良工事

場所：茨城町大字中石崎地内（町道120号線）

施工業者：六美建設株式会社



清水代表取締役

町民の皆様に向けた支援事業をお知らせします！

町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、以下の支援事業を実施します。

事業名	内容	申請方法等	問合せ先
学校給食費 物価高騰対策 支援事業	物価高騰による小中学生の保護者の負担軽減を図るため、学校給食費への支援をします。 ▶支援内容 食材費の物価高騰分を支援するとともに、中学生の学校給食費を全額支援します(令和6年4月～令和7年3月分)。	申請不要	学校給食 共同調理場 ☎029-292-1209 (直通)
高校生等 新生活スタート 応援事業	物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図るため、中学校等を卒業または修了する子の保護者に対し、給付金を支給します。 ▶給付額 (生徒1人当たり) 30,000円	令和7年1月頃に、対象者へ申請案内を送付します。	地域政策課 ☎029-215-8003 (直通)
粗飼料価格 高騰対策支援金 給付事業 (第2弾)	酪農及び肉用牛生産における経営の維持安定を図るため、牛飼養者に対し、支援金を給付します。 ▶給付額 乳用牛(1頭当たり) 5,000円 肉用牛(1頭当たり) 1,000円	対象事業者へ、申請案内を送付しています。	農業政策課 ☎029-240-7118 (直通)

令和6年度 新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰対策給付金のお知らせ

※令和5年度物価高騰対策給付金（7万円または10万円）を受け取った世帯は対象外となります。

物価高騰に伴い、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯）に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。該当する世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日から令和6年9月30日までに出生した者）がいる場合には、児童1人あたり5万円を追加で支給します。

▶支給対象世帯

基準日（令和6年6月3日）時点で、茨城町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税

である世帯 及び 住民税均等割のみ課税世帯

（令和5年度に給付金の対象となった世帯、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除く。）

▶手続方法

①給付金に該当する見込みの世帯の世帯主宛てに、7月末頃に「支給要件確認書」を送付予定です。確認書が届いた方は、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒にて返送してください。

②令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯は確認書が送付されないの、申請書を提出してください。

③令和6年6月4日から令和6年9月30日までに出生した新生児や、通学等のために住所が別になっている児童がいる場合は、その児童分の加算金を受給するために、申請書を提出してください。

※②、③に該当する世帯の方

申請書は、社会福祉課窓口でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

郵送をご希望の方は、社会福祉課までご連絡ください。

▶申請期限 令和6年9月30日まで（当日消印有効）

※期限までにご提出がない場合は、給付を辞退したものとみなされます。あらかじめご了承ください。

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)